

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月7日

【四半期会計期間】 第37期第2四半期（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）

【会社名】 株式会社明光ネットワークジャパン

【英訳名】 MEIKO NETWORK JAPAN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山下 一 仁

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

【電話番号】 03 - 5860 - 2111（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 角 田 弘 行

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

【電話番号】 03 - 5860 - 2111（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 角 田 弘 行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年4月12日に提出いたしました第37期第2四半期(自2020年12月1日至2021年2月28日)四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【経理の状況】

##### 1 【四半期連結財務諸表】

##### 【注記事項】

(株主資本等関係)

##### 2 【その他】

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【経理の状況】

##### 1 【四半期連結財務諸表】

##### 【注記事項】

(株主資本等関係)

(訂正前)

当第2四半期連結累計期間(自2020年9月1日至2021年2月28日)

##### 1. 配当に関する事項

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	250	10	2021年2月28日	2021年5月7日

(訂正後)

当第2四半期連結累計期間(自2020年9月1日至2021年2月28日)

##### 1. 配当に関する事項

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月30日 取締役会(予定)	普通株式	利益剰余金	250	10	2021年2月28日	2021年5月14日

## 2 【その他】

(訂正前)

(1) 当四半期連結会計期間終了後の状況

特記事項はありません。

(2) 中間配当

第37期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)中間配当について、2021年4月9日開催の取締役会において、2021年2月28日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

—	<u>配当金の総額</u>	<u>250百万円</u>
—	<u>1株当たりの金額</u>	<u>10円</u>
—	<u>支払請求権の効力発生日及び支払開始日</u>	<u>2021年5月7日</u>

(訂正後)

当四半期連結会計期間終了後の状況

特記事項はありません。